

2018年2月19日

キュービーネットホールディングス株式会社

代表取締役社長 北野 泰男

問合せ先：経営管理部 03-6418-9183

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方

当社グループは、経営理念としてお客様に「ありがとう」と言われる均一で安心感のあるお手軽なサービスを提供し、世界一多くのお客様から必要とされるヘアカットチェーン店を目指しております。その実現のために、国内においてヘアカット専門店「QB HOUSE」を展開し、さらにシンガポール、香港、台湾、アメリカ合衆国にも進出しております。また、「QB HOUSE」以外にも20～40代の男女をメインターゲットとする「FaSS（ファス）」を国内で展開しております。「ヘアカット事業」を通じて社会に貢献し、企業価値を継続的に向上させることを経営上の最重要課題と捉え、全てのステークホルダーから信頼される企業グループを目指しております。また、経営の健全性、効率性及び透明性を確保するための様々な取り組みを実施し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

#### 《コーポレート・ガバナンスに関する基本方針》

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 取締役会による監督機能の実効性を確保する。
- (5) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

##### 【補充原則1-2-4 議決権の電子行使環境の整備及び招集通知の英訳】

議決権の電子行使プラットフォームに関しては、今後検討してまいります。また、招集通知の英訳については、株式公開後の外国人持株比率をふまえて今後検討してまいります。

##### 【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

英語での情報の開示・提供については、株式公開後の外国人持株比率をふまえて今後検討してまいります。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

## 【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式については、原則として保有しない方針であります。有価証券報告書に記載のとおり、現在政策保有目的の株式は保有しておりません。

## 【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、当社が役員や主要株主と取引を行う場合において、かかる取引が会社及び株主共同の利益を害することがないよう、下記の体制を整備しております。

・関連当事者間取引については、重要なものは取締役会での承認を、そうでないものは取締役会に報告することとしております。また、当該取引に関する取締役を特別利害関係人相当として議決から除外するなど厳格な手続きによっております。

・役員及び主要株主との取引については、定期的にその有無を確認しております。

## 【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 経営理念は当社ホームページに開示しております。

(2) 本報告書1. 1に記載しております。

(3) 取締役の報酬等については、企業業績と企業価値の持続的な向上と、株主との価値共有に資する体系であることを方針としております。株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会が一任決議した上、個別の実績と能力を踏まえて、当社取締役の個別の報酬を定めております。

(4) 取締役候補者及び監査役候補者は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならないとしております。取締役候補者の選任手続きは、代表取締役が取締役候補者を取締役に付議し、取締役会の決議により決定しております。また、監査役候補者の選任手続きは、監査役会の構成を考慮し、代表取締役が監査役会の同意を得た上で行っております。

(5) 取締役・監査役については、経歴、各人の見識・人格等を総合的に判断し、当社役員に相応しい候補者を選定しております。個々の取締役・監査役候補者の略歴及び選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。

## 【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、「取締役会規程」を制定し、法令等に準拠して取締役会で審議する内容を取締役会に付議すべき事項として定めております。また、「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しております。

取締役会は原則毎月1回開催し、会社の重要な業務執行の決定を行うとともに業績の進捗についても論議し対策等を検討しております。

**【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】**

当社は、独立社外取締役を３名選任しており、取締役会における独立した中立の立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

**【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】**

独立社外取締役候補者の選定にあたっては、東京証券取引所の独立性基準に基づき候補者を選定しております。候補者の選定理由は、株主総会招集通知及び本報告書にて開示しております。

**【補充原則４－１１－１ 取締役会の全体としての多様性】**

当社の取締役会は、取締役が９名、監査役は３名で構成しております。

社外取締役は３名以上とすることを基本的な考え方としております。社外監査役は監査役の半数以上としております。

業務執行取締役は、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ適切に選任しております。

社外取締役には企業経営の経験や弁護士等の専門性を有する人材を、社外監査役には企業経営の経験や高い専門性を有する人材を選任するなどして、事業の競争力を伸ばしながら、健全で持続可能な成長が図れるよう、監督的な立場である社外役員の知識・経験のバランスには十分配慮しております。

**【補充原則４－１１－２ 役員の兼任状況】**

取締役・監査役の兼任状況については、有価証券報告書の役員の状況の記載欄に記載しております。

**【補充原則４－１１－３ 取締役会全体の実効性について分析・評価】**

取締役会は、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行う予定としております。また、取締役は、自らの取締役としての業績等について自己評価を実施する予定としております。

**【補充原則４－１４－２ 取締役・監査役のトレーニングの方針】**

当社の取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、積極的に研修に参加し、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積み重ねなければならないこととし、取締役及び監査役を対象としたコーポレートガバナンス等の研修会を、必要に応じて、外部講師を招くなどして適宜開催しております。

**【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】**

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲及び方法で株主及び投資家等との間で建設的な対話を行うこととしております。

株主や投資家に対しては、決算説明会を年２回開催する予定としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
インテグラル2号 投資事業有限責任組合	10,133,500	84.45
Integral Fund II (A)L.P.	1,120,200	9.34
インテグラル株式会社	592,300	4.94
北野 泰男	56,000	0.47
入山 裕左	42,000	0.35
宮崎 誠	28,000	0.23
松本 修	28,000	0.23

支配株主名	インテグラル2号投資事業有限責任組合（非上場）
-------	-------------------------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

当社の筆頭株主であるインテグラル2号投資事業有限責任組合（以下、「同ファンド」という。）は、当社の議決権84.4%を保有する支配株主であります。同ファンドは投資事業を主たる目的としており、当社との間に取引上の関係はございません。また、今後においても、当社が同ファンドと取引を行う予定はございません。したがって、同ファンドは当社の親会社には該当いたしません。なお、Integral Fund II (A)L.P.についても同様になります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	未定
決算期	6月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の筆頭株主であるインテグラル2号投資事業有限責任組合（以下、「同ファンド」という。）は、当社の支配株主に該当しております。同ファンドは投資事業を主たる目的としており、当社グループの間に取引上の関係はございません。また、今後においても当社グループが同ファンドと取引を行う予定はなく、支配株主との取引によって少数株主の利益に影響を及ぼすことはございません。なお、Integral

Fund II (A)L.P.についても同様になります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大宮 立	弁護士											
菊地 唯夫	他の会社の代表取締役会長											
斎藤 敏一	他の会社の代表取締役会長											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大宮 立	○	—	同氏は、弁護士としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験に加え、当社での監査役経験を有しており、当社の経営に対し客観的な視点から適切な助言を頂いていることから、選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。
菊地 唯夫	○	—	同氏は、ロイヤルホールディングス㈱の代表取締役会長(兼)CEOを務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけるものと判断し、選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。

齋藤 敏一	○	-	同氏は、(株)ルネサンスの代表取締役会長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけるものと判断し、選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。
-------	---	---	---

【報酬委員会に相当する任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4名以内
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人には、適時情報の提供を行い独立監査人としての監査を受けており、監査役は一年を通じて実施される会計監査人による期中監査や決算時監査について報告書を受領し十分な説明を受けております。また、内部牽制機能を確保するため内部監査室を設置し、監査役には内部監査における問題点の報告等を実施し、連携して監査の実行性を図っております。これらを踏まえ、三者連携のため三様監査会議を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
細野 幸男	他の会社の出身者													
上條 謙司	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他



会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
細野 幸男	○	-	<p>同氏は、ニッセイ同和損害保険(株)において、取締役、常任監査役を務めた豊富な業務経験に加え、上場会社での監査役経験を有していることから、経営の監視と適切な助言を頂けるものとして選任しております。同氏は2009年8月28日から2010年6月30日までの期間において株式会社ゼクスの非常勤監査役に就任しており、同氏就任直後の2009年9月7日に、株式会社ゼクスにおいて第三者割当増資が決議されております。また、2010年6月に第3四半期報告書提出が出来なかったことにより上場廃止となっております。当社としましては、同氏の当該期間における株式会社ゼクスにおける株式会社ゼクスの非常勤監査役としての職務遂行状況等を確認した上で、当社の監査役としての適格性に問題は無いものと判断しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。</p>

上條 謙司	○	-	同氏は、本田技研工業㈱において培った人事労務に関する豊富な業務経験に加え、日本電産エレシス㈱での監査役経験を有していることから、経営の監視と適切な助言を頂けるものとして選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。
-------	---	---	---

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、専門的な知見に基づき客観的かつ適切な経営監視機能が期待でき、かつ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の企業業績向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を高めることを目的として、従来の取締役報酬等の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して、ストックオプションとして新株予約権を割り当てることとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

- ・ストックオプションは、当社の業績向上のため、役職員の士気向上を目的として実施したものです。
- ・株式の種類は普通株式とし、株式1株当たりの行使価格は520円（第1回・第2回新株予約権）、550円（第3回新株予約権）としております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬総額を記載しております。また、社外役員の年間報酬総額を記載しております。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、経営理念のもと役割発揮に対する対価として機能させるほか、中長期的な会社業績向上及び企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能させることを方針としております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役への連絡(取締役会の開催など)は経営管理部で行っております。
---

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

該当事項はありません。
-------------

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0名
--------------------------	----

その他の事項

—
---

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<業務執行の体制について>

・当社は取締役及び監査役の参加による月1回の定時取締役会を開催し、経営に関する意思決定を行い、重要案件が生じた場合は、その都度臨時取締役会を開催しております。また、月1回の定時監査役会を開催し、必要に応じて適宜臨時監査役会を開催し、経営のチェック機能を果たしております。

<監査・監督>

・社外監査役2名を含む3名の監査役による監査役会を基本としております。また、内部監査室を設置して、コンプライアンスの強化と会社情報等への信頼性を確保する体制としております。会計監査人は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

<監査役の機能強化に向けた取組>

・社内の経営陣から独立した社外監査役2名を含む3名の監査役は、原則月1回開催される定時監査役会及び必要に応じて適宜実施される臨時監査役会における意見交換と、取締役会、その他の重要な会議に参加するとともに、代表取締役との定期的な意見交換も行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コンプライアンスに徹した透明性の高い健全な経営を推進し、経済性・効率性を追求するとともに、公平かつ適法な事業運営を実現して企業の社会的責任を果たしていくため、業務執行と監督の分離、相互牽制の強化及び社外取締役、社外監査役等のチェックが行えるよう、現行の企業統治体制を敷いております。また、当社は、事業に係るリスクの発生を未然に防止し、問題点の早期発見及び改善を行っていくため、監査役、会計監査人及び内部監査室が緊密な連携を保ちつつ、それぞれの観点から監査を行う体制をとっております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、法定期日より早期に発送できるよう努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算であり、定時株主総会は毎年9月に開催することから、集中日にあたらないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法により議決権を行使できる環境を検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームへの参加を検討しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英文での提供については、株式公開後の外国人持株比率をふまえて今後検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内にて開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会の開催について、検討しております。	—
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家に対する決算説明会を予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの定期的説明会については、株式公開後の外国人持株比率をふまえて今後検討してまいります。	—
IR 資料をホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知、プレスリリース資料などを適時に掲載してまいります。	

IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部
------------------	-------

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>長期的な企業価値の向上のために、株主のみならず従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を尊重します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会及び環境問題等を巡る課題について、積極かつ能動的に取り組みます。</li> <li>・女性の活躍促進を含むダイバーシティを推進し、多様性を強みとする企業風土を醸成します。</li> <li>・当社及び当社グループ役職員による法令等の違反を早期に発見し是正することを目的として内部通報制度を整備すると同時に、社内から独立した通報窓口を設置し、これらを適切に運用しております。</li> </ul>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>シンガポールの小児がんのチャリティイベント「Hair For Hope」のスタイリスト部門のメインスポンサーや災害時の募金活動等を通じて社会貢献活動に取り組んでおります。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>法令に基づく開示のほか、経営計画、経営戦略及び経営課題等、全てのステークホルダーにとって重要と判断される情報について適切に開示するとともに、株主及び投資家等との建設的な対話に資するための情報の発信に努めてまいります。</p>

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社の内部統制システムに関する基本方針は、次のとおりです。</p> <p>1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(1) 当社及び当社子会社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営方針等の重要な事項についての意思決定を行うとともに、取締役から業務の執行状況について報告を受ける。</p> <p>(2) 当社及び当社子会社の監査役は、関連法令、定款及び社内ルールの遵守状況を監査するため、取締役会等の重要会議に出席するほか、実地により監査する体制とする。</p> <p>(3) 法令遵守と公正な倫理観が企業存続の必要条件であるとの認識のもと、当社においてコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、当社及び当社子会社の各コンプライアンス責任者等により構成され、法令遵守に関する基本方針及び必要な取り組み内容を決定し、実行する。また、コンプライアンス委員会は、基本方針及び取り組みの内容及び実施状況について、必要に応じて進捗状</p>
---

況を取締役に報告する。

(4) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人のコンプライアンス意識の醸成を図るため、関連法令並びに定款・諸規程の遵守を徹底するための教育・研修を実施する。

(5) 当社は、被監査部門等に対する十分な牽制機能を確保するために、代表取締役社長の直轄部門として内部監査室を設置する。内部監査室は、監査役とも連携し、使用人の職務執行の適正性に加え、法令並びに定款及び諸規程の遵守状況に対する監査を実施する。

(6) 当社において内部通報窓口を設置し、当社及び当社子会社の使用人は法令に違反する不正行為等を発見した場合には当該窓口に通報しなければならない。

(7) 当社及び当社子会社は「個人情報取扱規程」を定め、個人情報の適切な管理と保護に努める。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る各種文書及び帳票類等については、法令及び社内規程に基づき、適切に作成、保存、管理する。

(2) 取締役、監査役及びその他の関係者が、株主総会、取締役会その他重要な会議の議事録並びに稟議書、決裁書その他の重要な決裁に係る書類等を常時閲覧できるよう適切に保存、管理する。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社及び当社子会社の取締役は、当社及び当社子会社に損失を及ぼす可能性のあるリスクの管理のために必要な体制を構築し維持する。

(2) 各部門の所管業務に関連するリスクについては、当該部門が管理を担当し、個別規程、マニュアル等を整備するとともに、必要に応じて使用人に対する教育・研修等を行う。

(3) 当社及び当社子会社の取締役は経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な方針を整備し、当該リスクが発現した場合にはその損失を最小限にとどめるために必要な対応を迅速に実行する。

## 4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社及び当社子会社は、取締役会において経営方針等の重要な事項についての意思決定を行うほか、各取締役からの業務の執行状況に係る報告を通じて企業集団としての業務執行状況を統制する。

(2) 業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等において業務の分掌並びに決裁権限、決裁手続き等を定め、当社及び当社子会社における責任範囲の明確化と権限移譲を行うことで、意思決定の迅速化を図る。

## 5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 企業集団における経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社に対して必要に応じて当社から取締役及び監査役を派遣し、子会社における業務の執行を監督する。

(2) 当社において子会社を管理する主管部門を定め、当該主管部門は子会社における重要事項につい

て子会社による報告を義務付けるとともに、必要に応じて協議を行う。

(3) 関係会社の業務執行については、「関係会社管理規程」に従い、適正に情報の収集及び管理を行うものとする。また、その運営状況は必要に応じて監査役の監査対象とする。

(4) 当社の内部監査室により、当社の子会社における業務執行の適正性に関する監査を実施する。

6. 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実行性確保に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、その補助すべき目的に応じた知識、経験を勘案して選任配置するものとし、当該使用人の取締役からの独立を確保するため、補助業務に関しては、取締役からの指示を受けず、監査役の指揮命令下で遂行することとする。

(2) 当該使用人の人事異動、評価等を行う場合は、予め監査役に報告し意見を求めるものとする。

7. 当社取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人等が当社監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役は重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。

(2) 当社及び当社子会社の取締役並びに使用人は、会社に重大な損失を与える事項又はその恐れのあるとき、取締役及び使用人による違法や不正行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときに、監査役が使用人等から直接報告を受けられるよう、通報者に対して不利益な取扱いを受けることの無いよう体制を整備する。

8. 監査役の職務執行について生じる費用の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に規定する費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理することとする。

(2) 監査役が職務遂行に必要であると判断した場合、弁護士及び公認会計士等の外部専門家に依頼する場合に必要な監査費用を認めることとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、当社及び当社子会社の代表取締役並びに取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換をできる体制とする。

(2) 監査役は、内部監査室から当社及び当社子会社の各部門に対する内部監査の内容について共有するために定期的な会合を開催するほか、内部監査とともに往査を実施する等により、相互連携を図る。

(3) 監査役は、会計監査人との間で年間監査計画の確認や四半期毎の会計監査結果の報告を受けるために定期的な会合を開催する。また、必要に応じて会計監査人による期中監査及び期末監査に同席し、



都度、説明を受けるなど相互連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については毅然とした態度で対応することを方針としております。経営会議をはじめとする当社グループの主要な会議体や、全体会議などの機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

当社における反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力対応部署及びその責任者を管理本部及び管理本部長と定めております。

新規取引先並びに新規採用者について、記事検索、信用調査会社の情報検索等により審査した後、管理本部長が反社会的勢力の該当性を判断しております。既存取引先に対しては、原則として年に1度、継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査を行うとともに、総務人事部が、新規取引先調査に準じた方法で確認を行っております。

また、取引当事者間の法的関係を規定する契約・規約・取引約款等において、取引先が反社会的勢力等と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の排除条項を盛り込んでおります。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、顧問弁護士及び全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

—
---

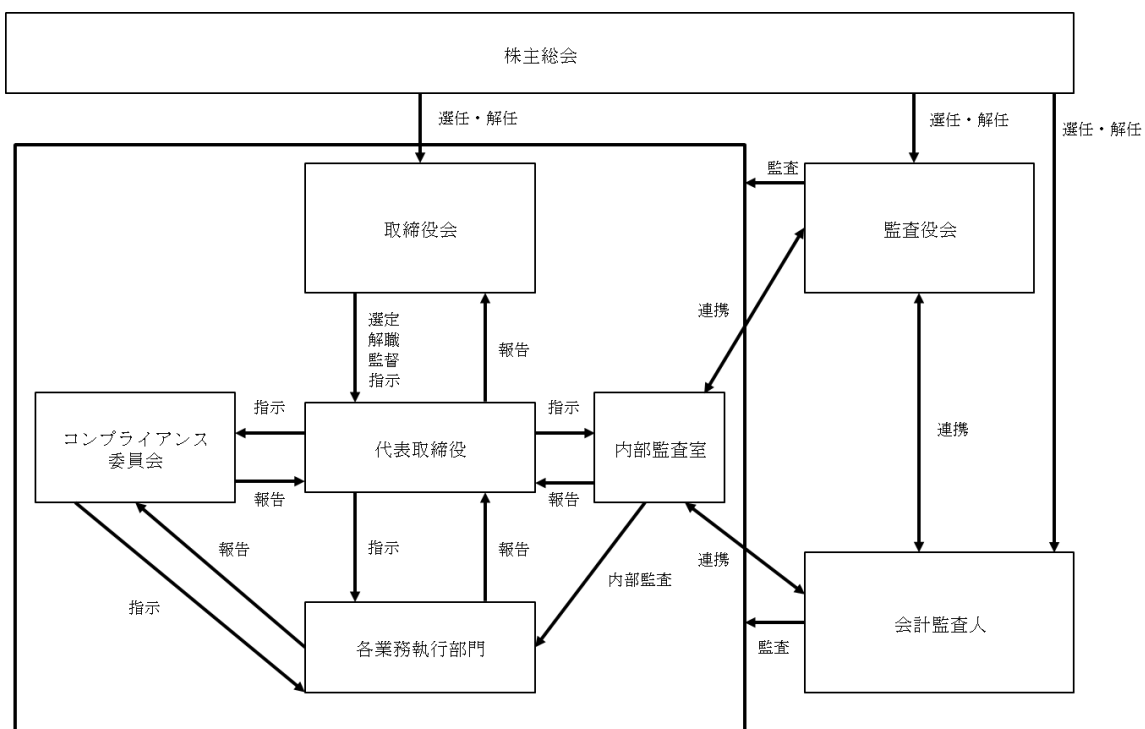
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、「透明性」「公平性」「適時性」を基本姿勢とし、金融商品取引法やその他の法令、証券取引所の定める適時開示規則に則った情報開示を行います。

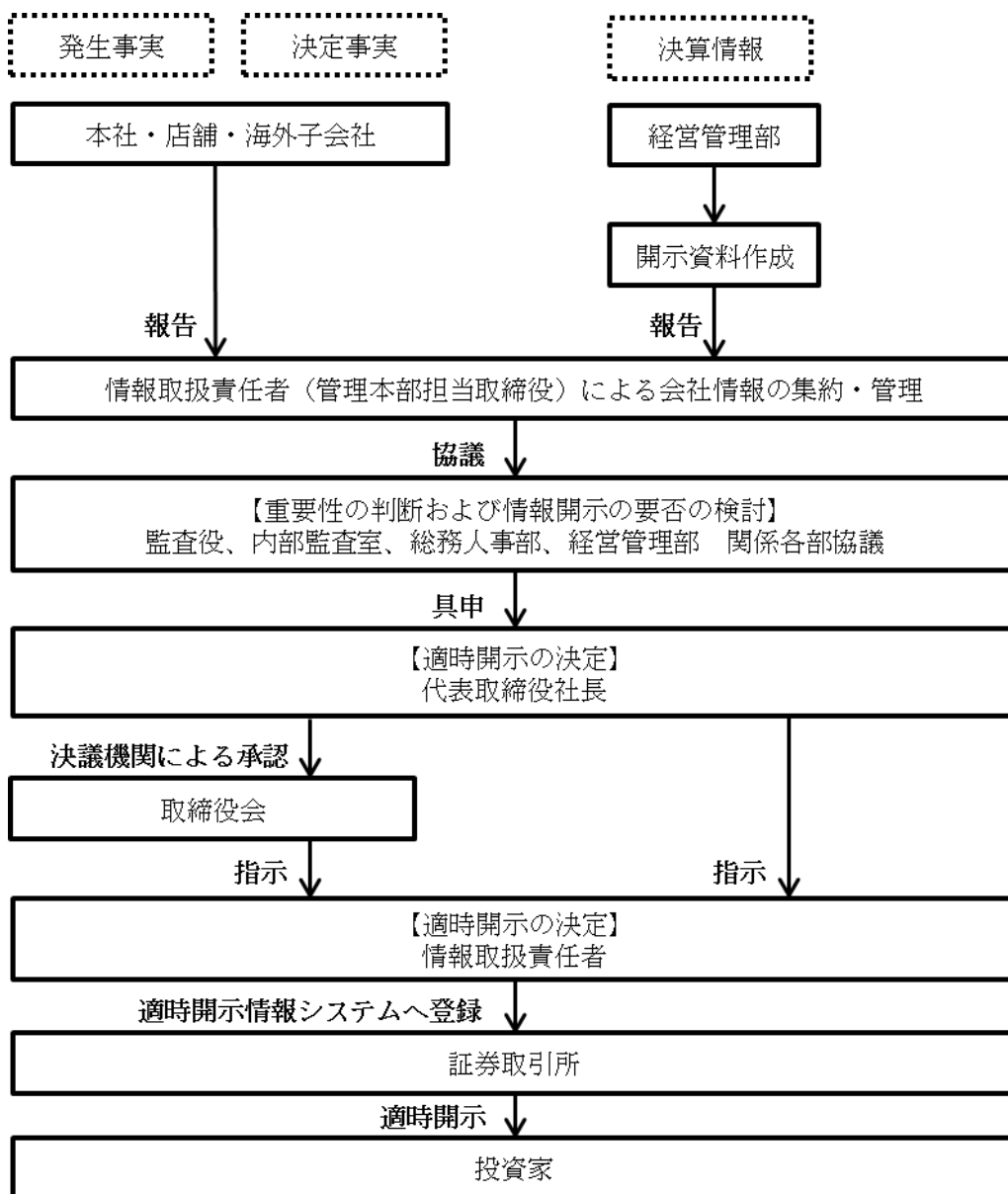
また、適時開示規則等に該当しない情報についても、株主・投資家・証券アナリストなどの要請に可能な限り応えるべく、公平かつ積極的な開示に努めております。

当社およびグループ会社にて発生した重要情報は、管理本部に集約され、当該情報の開示の検討・時期・方法等につき速やかに顧問弁護士等と協議のうえ、適時開示の責任者である取締役の承認を得て、当該情報を開示しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上